

Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law IP News Bulletin

日本語版 2026年10月号

[日本語版ニュースレターバックナンバー](#)

[英語版Newsletterバックナンバー](#)

<このニュースレターは、名刺を頂いた方あるいは当所のデータベースにメールアドレスが登録されている方にお送りしています>

トピックス

1. 園田・小林からのお知らせ
 - ・ 知財・情報フェア&コンファレンスへのご来場御礼
2. 日本国特許庁に関するニュース
3. 中国特許庁に関するニュース
4. その他のニュース
 - ・ USPTO 試行プログラムについて
5. Meet Our Members!
 - ・ 中国弁理士・中国弁護士 馬 旭東
6. まいちゃん先生の弁理士一直線（第6回）

1. 園田・小林からのお知らせ

- ・ 知財・情報フェア&コンファレンス2026に出展いたしました
当所は、9月16日（水）～18日（金）の3日間にわたって、東京ビックサイトで開催された「2026 知財・情報フェア&コンファレンス」に出展いたしました。
多くの方々に当所ブースにお越し頂き、盛況のうちに終えることができました。ご来場頂いた皆様には心より感謝申し上げます。
日頃よりご愛顧頂いているお客様、新たにご興味を持って頂いて当所にお立ち寄り頂いた皆様とお話する機会が得られ、大変有意義な時間となりました。
皆様よりお寄せ頂いた貴重なご意見を参考に、より一層サービスの向上を目指し、所員一同研鑽を重ねて参ります。

2. 日本国特許庁に関するニュース

2-1. 特許庁より「デザイン経営ハンドブック2～知的財産の視点からみたデザイン経営～」が公表されました

特許庁の「デザイン経営ハンドブック2」では、知的財産の視点からデザイン経営を実践するための考え方や具体的な事例が紹介されています。技術力やブランド力を競争優位につなげるヒントとして、ぜひご一読ください。

- 特許庁ウェブサイト
[自社らしさが息づく「知」を、経営の力に変える。デザイン経営ハンドブック2～知的財産の視点からみたデザイン経営～ | 経済産業省 特許庁](#)

当所は、外国対応に強みを持つ国際特許事務所として、出願・調査・翻訳をはじめとする幅広い知財サービスを提供しております。また、知財セミナーやワークショップ等によ

る社内教育支援にも対応しておりますので、ご関心がございましたらお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先：DCS@patents.jp 担当：関根

2-2. 特許庁より「特許行政年次報告書2026年版」が公表されました

特許庁の「特許行政年次報告書2026年版」では、国内外の知財動向や出願・審査の最新統計、知財施策の取組状況などが紹介されています。知財戦略や市場動向の把握に役立つ資料としてご活用ください。

- 特許庁ウェブサイト

[特許行政年次報告書2026年版をとりまとめました | 経済産業省 特許庁](#)

2-3. 特許庁におけるAI活用の基本方針「JPO AI」が公表されました

特許庁は、AI活用の基本方針「JPO AIビジョン」を公表しました。生成AIの発展を踏まえ、高品質かつ迅速な知財行政サービスの実現に向けた考え方や、AI活用に伴うリスクへの対応方針が整理されています。知財業務におけるAI活用を検討する際の参考資料としてご覧ください。

- 特許庁ウェブサイト

[特許庁におけるAI活用の基本方針「JPO AIビジョン」について | 経済産業省 特許庁](#)
[特許庁におけるAI活用の基本方針「JPO AIビジョン」を策定しました（METI/経済産業省）](#)

2-4. 改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向が更新されました

令和2年4月1日に、特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）が施行され、我が国意匠法において、新たに画像、建築物、内装の意匠を保護できるようになりました。また、関連意匠制度も拡充され、本意匠の意匠公報発行後（基礎意匠の出願から10年を経過する日前まで）も関連意匠の出願が可能となりました。

意匠法改正特設サイトにて、改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向が更新されました。

1. 新たな保護対象についての意匠登録出願件数

（令和8年8月3日時点で取得可能なもののみ）

	画像	建築物	内装
意匠登録出願件数	8,384	2,276	1,520

2. 新たな保護対象についての登録件数

（令和8年8月3日時点で取得可能なもののみ）

	画像	建築物	内装
登録件数	7,076	1,907	1,125

上記1. の意匠登録出願件数には現に審査中のものも含まれており、上記登録件数／上記意匠登録出願件数が登録率となるわけではありません。

3. 関連意匠についての意匠登録出願件数

（令和8年8月3日時点で取得可能なもののみ）

本意匠の公報発行前の出願	20,700
本意匠の公報発行後の出願	5,186

詳細は、以下のウェブサイトをご参照ください。

- 特許庁ウェブサイト：[令和元年意匠法改正特設サイト | 経済産業省 特許庁](#)
- 特許庁ウェブサイト（改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向）：[shutsugan-jokyo.pdf](#)

当所では、意匠出願・権利化案件にも対応しておりますので、ニーズがある際はぜひご相談ください。

お問い合わせ先：DCS@patents.jp 担当：関根

3. 中国特許庁に関するニュース

● 中国商標法が改正されました

2026年6月26日付けで、第14期全国人民代表大会常務委員会第23回会議において、改正された商標法が可決されました。今回の改正は、1983年の施行以来5回目の商標法改正となります。改正後の同法は2027年1月1日より施行されます。

当所中国提携事務所の中国弁理士・弁護士 王 彦慧、および、中国商標弁理士 趙 雷が、改正点を以下の通り纏めました。

○ 改正点のまとめ

1. 異議申立期間：3か月から2か月へ短縮
2. 周知商標保護の強化：中国で未登録の周知商標にもクロスクラス保護を拡大
3. 「動きのある商標」の追加
4. 登録商標の不適切な使用行為を規制
5. 不使用商標等の職権取消の追加
6. 悪意による商標出願行為への規制強化
7. 損害賠償に対する不使用の抗弁（3年）の基準時点：「訴訟提起前」と明確化

以下のリンクより、詳細な解説もご参照ください。

[中国新商標法主要改正点解説](#)

4. その他のニュース

● JETROより、USPTOの試行プログラムに関する記事が公開されました

米国特許商標庁（USPTO）は、PCT出願（国内移行出願）を対象に、出願人が審査継続・審査猶予・出願放棄を選択できる試行プログラム「PIER：PCT Informed Examination Request」を開始しました。

PCT国際段階の結果を活用し、審査の効率化や審査待ち案件の削減効果を検証することが目的とされています。

詳細はJETROの記事をご参照ください。

[JETRO記事](#)

5. Meet Our Members!

—本号では 当所中国提携事務所に所属する 馬 旭東 をご紹介いたします—



馬 旭東

中国弁理士・中国弁護士

北京科技大学大学院 冶金工程学部 修士課程修了

専門分野：半導体、積層体、機械、組成物、製薬

Q1: どのようなご経歴ですか？

大学院修了後、中国国家知識産権局（CNIPA）で審査官を務めていました。その後、中国において知財業務への知見を深め、中国大手特許事務所で主に日本のクライアントを担当

当し特許実務の経験を積み、2023年に当事務所に入所し、語学力を活かし中国と日本に関する特許実務および国際業務を担当しています。

Q2: 担当業務、業務上心がけていることを教えてください

業務では、ミスのないよう丁寧かつ正確に作業を進めることを常に心がけています。わからない点はそのままだにせず確認するよう気を付けています。今後は経験を重ねながら専門知識を深め、対応できる業務の幅を広げていきたいと考えています。

Q3: 当所に入所してどんな印象を受けましたか？

入所当初は落ち着いていながらも活気のある雰囲気だと感じました。実際に働いてみると、困ったことがあったときに周りの先輩方が丁寧にアドバイスをくださり、とても働きやすい環境です。一言で表すなら、「互いに助け合える温かい事務所」です。

Q4: プライベートはどう過ごしていますか？

休日は仕事の疲れを癒やすように過ごしています。家でゆっくり本を読んだり、天気の良い日は近所を散歩したりして気分転換をしています。時々趣味の時間を作ってリラックスするようにしています。

6. まいちゃん先生の弁理士一直線（第6回）

このコーナーでは、弁理士試験の勉強をされている方の参考になる情報をご紹介します。

6回目のテーマは、『モチベーション』です。

さて、受験生の皆さんは、モチベーションをどのように保っているのでしょうか？弁理士試験は年に1回しかないの、勉強のモチベーションを長期にわたって維持していくのに苦労されている方も少なくないでしょう。



このコーナーで以前にもお話ししましたが、勉強の仕方は、人それぞれ。モチベーション維持の方法も人それぞれになります。性別や、立場、性格等で、やり方に合う／合わないが出てくると思うので、自分に合った方法を探すとよいでしょう。探し方は、勉強の仕方の探し方と同じで、自分と似た境遇や性格の合格者がやっていたことを探る方法をお勧めします。例えば、会社や事務所にいる弁理士試験の合格者の方に、受験時代にどんな風にモチベーション維持をしていたのかを聞いてみたり、予備校の先生にアドバイスをもらうのもよいかもしれません。

ご参考までに、私の受験時代のモチベーション維持についてご紹介します。

実は、私の場合は、正直あまりモチベーション維持を意識していなかったと思います。というのも、次の短答試験までにやるべきことを早々に計画していたため、そのスケジュールに従って、その週にやるべきことが決まっていて、**先のことは考えずに、とにかく今、その週にやるべきことを着々とこなしていけた**からです。

ここに一つヒントがあるかもしれないのですが、「モチベーション維持が大変」と思っている人は、**今週、或いは今日、やるべきことが明確に設定されているでしょうか？**

弁理士試験のように、年に1回の試験で、ある程度難易度の高い資格試験については、おそらく大きなゴール設定では道に迷ってしまうので、スモールステップの設定と達成を重ねながらゴールに向かっていく方法の方がやりやすいのではないかと考えます。

まず、今やるべきことがわからないという人は、その設定から始めてみてください。そして、慣れない人は、まずお試して3か月間の設定からやってみましょう。やり方は、3か月で達成したい目標、或いはやるべきことを決めて、それを3等分して1か月分の目標（タスク）を決めて、更にそれを4等分して1週間分の目標（タスク）を決めて、更にそれを5～6等分して1日分のタスクに落とし込みます。**ここで重要なのは、『1週間でク**

リアするべきタスクを、7日間で割らないこと！』です。仕事や家庭を維持しながら勉強する上で、7日間全てが計画通りに勉強できると想定するのはリスクです。また直前期でもない限りは、そこまで追い込む必要もないと思います。なので、現実的に勉強できる日数で割ること。割った結果、一日にやるべきことが、一日の勉強時間で終わらないと想定される場合は、1週間のうち勉強する日数を増やせるかを検討し、できなければ3か月の目標設定を変えましょう。そして、もう一つ重要なことは、『1週間で設定したタスクは必ずクリアすること！』です。1日単位ではできない日があってもOKですが、1週間の中で回収しましょう。とにかく1週間を細かく達成していけば、必ず3か月後には目標を達成できます。

このような目標設定ができるようになると、あとはその週にやるべきことクリアすることに集中して、毎日やるべきことを淡々とこなしていけばよく、やり方が分かれば量感を増やしたりするのも自由自在になります。そして、1週間、1か月、3か月と目標達成されていきますので、モチベーションも自然と維持されます。また、途中で破綻しそうだなと思ったら、いつでも目標とスケジュールを調整して、やり直せばいいのです。

予備校の授業も同じです。予備校では、毎週の授業がスモールステップに切り出されているので、基本的にはそのスケジュールに従って、その週にやるべきことだけしっかりとやるとよいでしょう。

そして、モチベーション維持に一番大事なことは『無理をしないこと』です。上述のように、私は、1週間のタスクを7日間では割りません。さらに、一日の勉強時間も、自分の割ける自由時間の全てを当てません。このようにしておけば、多少予定通りに行かなかったとしても、余白の日や、時間で回収できるはずですし、余った時間は、自由に使うのが良いと思います。友達や家族とご飯に行ったり、ドラマを見たり、本を読んだり。

頑張った自分に適度なご褒美をあげながら、でも自分との約束（1週間のタスクをクリアすること）を守って続けていけば、必ず大きな目標を達成できると思います。

最後に、これを言っちゃ～おしまいよ、ではあるのですが（笑）、「モチベーション」があればより良いとは思いますが、なくても勉強はできます（笑）。やりたくなくても、苦しくても、やる。。。最後は力業で押し切る方法も有効かもしれません（笑）

弁理士 関根真衣

園田・小林弁理士法人ご紹介

園田・小林弁理士法人は、国際化が急速に進展する産業界において、最も信頼されるリーガルサービスを提供することを目標に園田吉隆弁理士と小林義教弁理士によって1998年に設立されました。弊所は15の国籍、12の使用言語を有する多国籍の約130名の所員からなる極めて国際的な専門家集団です。依頼者との意思疎通を重視し、事務所内外に対するオープンな雰囲気は創業以来の伝統です。

国内外における専門性と信頼度の高い知財サービスを提供する、真に頼りになる特許事務所を目指し、日々研鑽を重ねてまいります。

●東京 (TOKYO)

園田・小林弁理士法人

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビルディング34階

代表 mailbox@patents.jp

カスタマーサポートチーム DCS@patents.jp

●九州 (KYUSHU)

福岡県福岡市中央区天神一丁目9-17

福岡天神フコク生命ビル15階

●中国 北京 (BEIJING)

北京代表処 (Beijing Office)

Beijing Fortune Bldg., Suite 804-805

ニュースレターの配信を希望しない方は、お手数ですが以下の Unsubscribe from the list をクリックしてください。
[update your preferences](#) or [unsubscribe from this list](#).

Copyright © 2025 Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law. All rights reserved.

